

(1) 運送約款 (乗合) 変更対称表 (2020年4月1日変更)

変更後 (下線部を追記)	変更前
<p>(変更)</p> <p><u>第1条の2</u> 当社が定める運送約款は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</p> <p><u>2</u> 前項によるこの運送約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(新設)

(2) 運送約款 (貸切) 変更対称表 (2020年4月1日変更)

変更後 (下線部を追記)	変更前
<p>(変更)</p> <p><u>第1条の2</u> 当社が定める運送約款は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</p> <p><u>2</u> 前項によるこの運送約款の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	(新設)

(3) ICカード取扱規則 変更対称表 (2020年4月1日変更)

変更後	変更前
<p>(変更)</p> <p><u>第5条</u> 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。</p> <p><u>2</u> 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、営業所、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	第5条 この規則は、予告なしに変更されることがあります。